

# 困難打開には不十分

1/20 未定

## 介護報酬改定案 分科会で了承

厚生労働省は18日、介護報酬の2021年度改定案を社会保障審議会の分科会に示し了承されました。多くのサービスで基本報酬が微増となるものの、過去4回の引き下げや新型コロナウイルス危機による打撃から回復するには不十分な水準です。

前回改定（18年度）	大幅に引き下げられた大規模デイサービス（月の利用者751人以上）は、要介護1～3級（サービス提供時間7時間以上8時間未満の場合、報酬単価は617単位（1単位10円）から626単位、8時間に限った）コロナ対策分。（1年間にならすと0・05%分）
制度開始以来、赤字が続くケアマネジメント（月の利用者751人以上）は、要介護1～3級（サービス提供時間7時間以上8時間未満の場合、報酬単価は617単位（1単位10円）から626単位、8時間に限った）コロナ対策分。（1年間にならすと0・05%分）	4単位に引き上げます。
認知症高齢者向けサービス（月の利用者751人以上）は、要介護1～3級（サービス提供時間7時間以上8時間未満の場合、報酬単価は617単位（1単位10円）から626単位、8時間に限った）コロナ対策分。（1年間にならすと0・05%分）	制度開始以来、赤字が続くケアマネジメント（月の利用者751人以上）は、要介護1～3級（サービス提供時間7時間以上8時間未満の場合、報酬単価は617単位（1単位10円）から626単位、8時間に限った）コロナ対策分。（1年間にならすと0・05%分）
認知症高齢者向けサービス（月の利用者751人以上）は、要介護1～3級（サービス提供時間7時間以上8時間未満の場合、報酬単価は617単位（1単位10円）から626単位、8時間に限った）コロナ対策分。（1年間にならすと0・05%分）	4単位に引き上げます。

配置をした場合の区分を新設し、上限を45件に緩和します。認知症高齢者向けサービス（月の利用者751人以上）は、要介護1～3級（サービス提供時間7時間以上8時間未満の場合、報酬単価は617単位（1単位10円）から626単位、8時間に限った）コロナ対策分。（1年間にならすと0・05%分）

護医療院への移行を推進めようとして半年ごとに都道府県への移行出しない場合は基本報酬を一日10%減額します。

す。医療費抑制のため、医療から介護への流れを促進するのが狙いです。